

繊維産地 PR 事業（繊維産業就業体験プログラム）業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2025年（令和7年）5月21日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名称

繊維産地 PR 事業（繊維産業就業体験プログラム）業務

(2) 業務内容

別紙「繊維産地 PR 事業（繊維産業就業体験プログラム）業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

2 委託料

委託料の上限は、2,481,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

3 参加資格

参加する者の資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号、第3号の規定に該当しない者であること。

4 評価項目及び評価内容

「繊維産地 PR 事業（繊維産業就業体験プログラム）業務プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に定めるとおりとする。

5 受注候補者の特定

繊維産地 PR 事業（繊維産業就業体験プログラム）業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局 福山市経済環境局経済部産業振興課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（福山市役所本庁舎9階）

電話：084-928-1039（直通）

FAX：084-928-1733

E-mail：sangyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2025年（令和7年）5月21日（水）
実施要領等の配付期間	公告の日から同年6月4日（水）午後5時まで
参加申込書の受付期間	公告の日から同年6月4日（水）午後5時まで
参加資格の確認結果通知	2025年（令和7年）6月6日（金）
企画提案書受付期間	2025年（令和7年）6月6日（金） から同年6月20日（金）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2025年（令和7年）6月27日（金）※予定
審査結果の通知	2025年（令和7年）6月30日（月）※予定

(3) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

2025年（令和7年）5月21日（水）から同年6月4日（水）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 配付場所 上記（1）に同じ。

ウ 配付方法 上記（1）の場所での交付又は本市ホームページに掲載

(4) 参加申込書又は企画提案者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

参加申込書又は企画提案者の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者として適否を審査するものとする。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの土、契約を締結するものとする。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げる条件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託料を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要項の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 参加申込書類及び企画提案書類の作成、提出等に要する全ての費用
参加者の負担とする。
- (4) 留意事項
詳細は、実施要領に定めるところによるものとする。